

背景

- 令和6年11月、福岡県でランプースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要
- また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

法律案の概要

1. ランプースキン病を家畜伝染病に格上げ

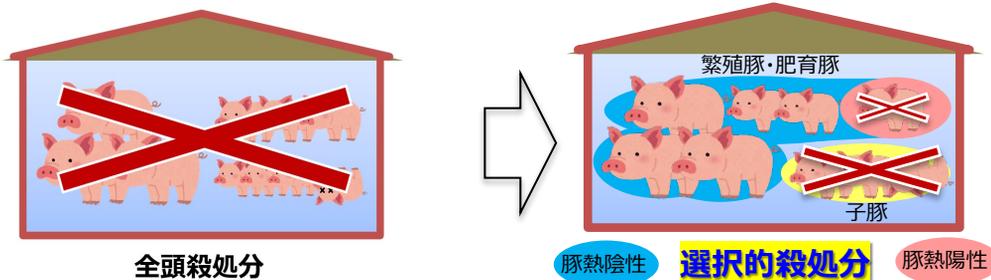
- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】



2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更
【第16条第1項、第17条】



(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

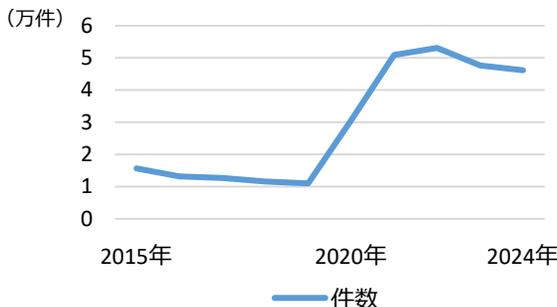
- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置 【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担
【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

- 輸入禁止品の販売等を禁止 【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与
【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(ただし、2(1)、(2)②は公布の日。2(2)①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)